

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

【日本再興戦略2016】（平成28年6月2日閣議決定）

公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

1 支援の基本的な考え方

- 上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。
⇒ 長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。
- 「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」（ファースト・ペンギン）を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

2 立法措置等

- 支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）②

3 支援対象事業

○ 「先駆的取組」として、運営権者が①事業期間中の更新投資に責任を持ち、②事業開始時に運営権対価（注1）を一括払いするコンセッションであって、③以下（イ）～（ハ）のすべての要件を満たす事業

（イ）人口減少：「将来推計人口」が大きく減少（団体区分別で全国平均以上減少）する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

（ロ）厳しい経営環境：「企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率（管渠老朽化率）」のいずれかが類似団体平均以上の事業

（ハ）自助努力：「料金回収率（経費回収率）」が類似団体平均以上（注2）の事業

（注1）運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

（注2）今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記（ロ）について企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

4 支援対象債権

○ 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資（旧資金運用部）資金（注3）が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

（注3） 地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）資金についても、同様の支援（後述7を除く）を講ずるよう、政府から要請。

5 支援対象期間

○ 3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定（議会で議決）

○ 早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

6 支援規模

- 個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

7 その他

- 支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。
 - コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。
- （ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）